

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成23年2月 4日

京都地方税機構

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称及び数量
法人関係税課税事務及び 催告センター事務のアウトソーシング設計業務一式
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書のとおり。
- (3) 契約期間
契約の日から平成23年3月31日（木）まで
- (4) 納入場所
京都地方税機構 事務局

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都地方税機構 事務局 総務課（京都府庁旧本館2階）
電話番号（075）414-4499
ファックス （075）411-1551
- (2) 入札説明書の交付期間
平成23年2月4日（金）から平成23年2月8日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く。）

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 京都府又は府内市町村における地方税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 平成23年1月1日（以下「審査基準日」という。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者
 - ウ 一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 都道府県又は指定都市において、法人関係税業務、電子申告（エルタックス）業務、収納業務又は滞納整理業務についての、業務調査・設計、各業務で主として利用されるシステムの開発・運用又はアウトソーシングの受託実績を有しない者
- (2) 申請書の提出日から入札日までの期間において、京都府又は府内市町村の指名競争入札につい

て指名停止とされていない者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

平成23年2月4日（金）から平成23年2月8日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までを除く）

イ 交付場所

2の(1)に同じ

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

2の(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参すること。

なお、提出時に提出書類の確認も行うので、事前に2の(1)に掲げる担当部局と提出日時の調整を行うこと。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- ① 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款、個人にあってはその者の本籍地の市区町村が発行する身分証明書等
- ② 府税納税証明書
- ③ 消費税及び地方消費税納税証明書
- ④ 営業経歴書
- ⑤ 技術者経歴書
- ⑥ 営業実績調書
- ⑦ 法人にあっては直近の2営業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあっては直近の2年分の所得税確定申告書の写し
- ⑧ 印鑑証明書
- ⑨ 4の(1)のエに該当しないことを証する書類
- ⑩ 権限を支店長等に委任する場合には、委任状
- ⑪ 返信用封筒（第一種定形郵便物に所在地、商号等を記入し、80円切手をちょう付したもの）

オ 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を

図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、法人関係税課税事務及び催告センター事務のアウトソーシング設計業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から平成23年6月30日までとする。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の(1)のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると本機構が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他本機構が必要と認める書類を本機構に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の作成を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に

関して不正の行為をした者

- イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由なく、契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成23年2月10日（木） 午前10時
- イ 場所 京都府庁

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

12 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

13 契約保証金

免除する。

14 その他

- (1) 1 から 1 3 までに定めるもののほか、京都地方税機構会計規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。

15 お問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都地方税機構 事務局 総務課

電話 (075) 414-4499

ファックス (075) 411-1551

メール kyoto-zeimukyodo@zeimukyodoka.jp